

II 水産土木工事施工管理基準

目 次

1 施工管理一般	6
2 出来形管理基準	11
3 品質管理基準	25
4 写真管理基準	41

1 施工管理一般

1 施工管理一般

目 次

1 施工管理一般

1 - 1	一 般	4
1 - 2	目 的	4
1 - 3	適 用	4
1 - 4	構 成	4
1 - 5	管理の実施	4
1 - 6	管理項目及び方法	4
1 - 7	規 格 値	5
1 - 8	工事写真	6
1 - 9	履行報告	6

1 施工管理一般

1－1 一般

この水産土木工事施工管理基準（以下「基準」という。）は、水産土木工事共通仕様書（本文）1－1－1－29 施工管理に規定する水産土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

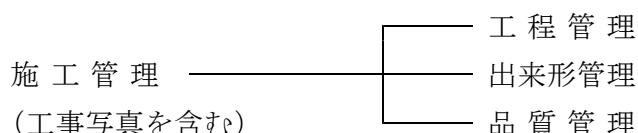
1－2 目的

この基準は水産土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

1－3 適用

この基準は、北海道水産林務部が所管（総合振興局及び振興局が発注）する水産土木工事、その他これらに類する工事（以下「工事」という。）について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたい場合は、工事監督員の承諾を得て他の方法によることができる。

1－4 構成



1－5 管理の実施

- 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、工事監督員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

1－6 管理項目及び方法

1. 工程管理

受注者は、工程管理を工事内容に応じた方式（ネットワーク（PERT）又はバーチャート方式など）により作成した実施工程表により行うものとする。ただし、応急工事等の当初計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

2. 出来形管理

- (1) 受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により、実測し、設計値と実測値を対比して、記録した出来形表・出来形図を作成し管理するものとする。
- (2) 出来形管理の結果については、北海道水産林務部水産土木工事共通仕様書Ⅲ 付表 3. 管理データ様式 に示す様式を用いて提出しなければならない。なお、この様式に代えて、受注者・製造会社等が独自に作成した様式や土木学会等制定の一般市販品の様式を用いることも可能であるが、この場合、北海道水産林務部水産土木工事共通仕様書Ⅱ 水産土木工事施工管理基準 に示す必要なデータが記録可能であることを受注者自らが確認するものとする。また、北海道水産林務部水産土木工事共通仕様書Ⅲ 付表 3. 管理データ様式 に示されていない場合についても、同様とする。

3. 品質管理

- (1) 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、工程能力図又は、品質管理図表（ヒストグラム、 $x - R$ 、 $x - R s - R m$ など）を作成するものとする。ただし、測点数が10点未満の場合は、品質管理表のみとし、管理図の作成は不要とする。

- (2) この品質管理基準の適用は、下記に掲げる工種ア、イの条件に該当する工事を除き、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、使用的材料や現場条件等が該当する場合に実施するものとする。なお、「試験成績表等による確認」に該当する項目は、試験成績書やミルシートによって規定の品質（規格値）を満足しているか確認することができるが、必要に応じて現場検査等を実施するものとする。

ア 路盤

維持工事等の小規模なもの（施工面積が1,000m²以下のもの）

イ アスファルト舗装

維持工事等の小規模なもの（同一配合の合材が100 t 未満のもの）

- (3) 受注者は、セメントコンクリートの適用に当たり、無筋コンクリート構造物のうち重力式の橋台、橋脚及び擁壁（高さ2.5mを越えるもの）については、鉄筋コンクリートに準じるものとする。

- (4) 品質管理の結果については、北海道水産林務部水産土木工事共通仕様書Ⅲ 付表 3. 管理データ様式 に示す様式を用いて提出しなければならない。なお、この様式に代えて、受注者・製造会社等が独自に作成した様式や土木学会等制定の一般市販品の様式を用いることも可能であるが、この場合、北海道水産林務部水産土木工事共通仕様書Ⅱ 水産土木工事施工管理基準 に示す必要なデータが記録可能であることを受注者自らが確認するものとする。また、北海道水産林務部水産土木工事共通仕様書Ⅲ 付表 3. 管理データ様式 に示されていない場合についても、同様とする。

1－7 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、全て規格値を満足しなければならない。ただし、管理基準に「○個に△個以上の割合で規格値を満足しなければならない・・・・」等の記述がある場合には、これによるものとする。

1－8 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の、施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を撮影し、適切な管理のもとに、保管し、工事監督員の請求に対し、直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

1－9 履行報告

1. 履行報告については、受注者から提出される工事工程表（標準様式第23号）及び施工計画書に記載されている計画工程表、次頁に示す履行報告書によること。
2. 受注者は、履行報告（予定）について、完成月までの予定工程を履行報告書に記載し、工事監督員に、履行報告（実績）の初回報告時に提出すること。
3. 受注者は、履行報告（実績）について、履行報告書に実施工程を記入し、工事監督員に、毎月報告すること。
4. 履行報告書は、工事施工協議簿に添付する等して提出することとする。
5. 受注者は、施工計画書に記載されている計画工程表と実施工程が大きく変更となる場合、実施工程表等を工事監督員に提出すること。なお、提出様式については任意とする。
6. 上記1～5によりがたい場合は、履行報告の方法について、工事監督員と受注者で協議して決定することとする。

履 行 報 告 書

工事名						
工 期	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで					
日 付	令和 年 月 日 (月分)					
月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %		備 考		
(記事欄)						

主任監督員	監督員		現場代理人	主任技術者等

(作成上の注意)

- 1 報告は、原則毎月とし、工事監督員へ提出すること。
- 2 予定工程は、初回報告時に完成までの予定出来高累計を記入すること。
- 3 実施工程は、当該報告月までの出来高累計を記入すること。

2 出來形管理基準

2 出来形管理基準

目 次

(1) 魚礁設置	10
(2) 着定基質設置	12
(3) 人工干潟	14
(4) 消波堤設置	16
(5) 離岸堤設置	18
(6) その他	18

2 出来形管理基準

(1) 魚礁設置

工種・種別・細目 (レベル2・3・4)	管 理 項 目	測 定 方 法	測 定 密 度
魚礁工 魚礁製作工 単体魚礁製作	型枠形状寸法	スチールテープ等により測定	ブロック製作に先立ち、搬入型枠全数について各主要寸法を測定する。
	ブロック外観	観 察	全 数
魚礁工 魚礁製作工 組立魚礁製作	出来ばえ	スチールテープ等により測定	全個数について主要寸法を測定する。
	ボルトの取付け	観察	全箇所
魚礁工 鋼製魚礁製作工 鋼製魚礁製作	出来ばえ	スチールテープ等により測定	全数について主要寸法を測定する。
	のど厚、脚長	ノギス、溶接ゲージ等により測定	5箇所／基
	溶接長	観察	全 数
	有害な欠陥の有無	観察	全 数
	溶接部非破壊試験	カラーチェック	1箇所／基
魚礁工 魚礁沈設工 魚礁沈設	施工位置	ゾーン配置 乱積配置 山積配置	R T K-G P S 及びD-G P S等により測定 全 数
	計画配置		同 上 全 数
	出来ばえ	ゾーン配置 乱積配置 山積配置	円形配置 R T K-G P S 及びD-G P S等による位置測定と音響測深機による測定 中心点から8方位を測定
		角形配置	同 上 縦断方向：中心1測線測定 横断方向：中心1測線、 両端1測線* 計3測線測定。 その他：補助測線を追加できる ※ 設置法線（施工界）から施設内10mの測線
	計画配置		同 上 設置間隔・基数が判読できるように測定する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考															
1 mm	管理データ 様式-22によりとりまとめる。	各部の寸法設計値 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>L < 10cm</td><td>± 5mm</td></tr> <tr><td>10cm ≤ L < 30cm</td><td>± 7mm</td></tr> <tr><td>30cm ≤ L < 100cm</td><td>± 10mm</td></tr> <tr><td>100cm ≤ L</td><td>± 1 %かつ ± 20mm以内</td></tr> </table>	L < 10cm	± 5mm	10cm ≤ L < 30cm	± 7mm	30cm ≤ L < 100cm	± 10mm	100cm ≤ L	± 1 %かつ ± 20mm以内								
L < 10cm	± 5mm																	
10cm ≤ L < 30cm	± 7mm																	
30cm ≤ L < 100cm	± 10mm																	
100cm ≤ L	± 1 %かつ ± 20mm以内																	
	観察結果を報告する。																	
1 mm	管理データ 様式-2、3により取りまとめる																	
	観察結果の報告																	
1 mm	管理データ 様式-2、る。	幅 高さ 長さ <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>+ 30mm</td><td>+ 30mm</td><td>+ 30mm</td></tr> <tr><td>- 10mm</td><td>- 10mm</td><td>- 10mm</td></tr> <tr><td colspan="3">カウンターウェイトの幅、高さ、長さ</td></tr> <tr><td colspan="3">+ 50mm</td></tr> <tr><td colspan="3">- 10mm</td></tr> </table>	+ 30mm	+ 30mm	+ 30mm	- 10mm	- 10mm	- 10mm	カウンターウェイトの幅、高さ、長さ			+ 50mm			- 10mm			
+ 30mm	+ 30mm	+ 30mm																
- 10mm	- 10mm	- 10mm																
カウンターウェイトの幅、高さ、長さ																		
+ 50mm																		
- 10mm																		
	測定表を作成し、提出	のど厚 基準のど厚 $\alpha = \text{基準脚長} S \times \sqrt{2} \div 2$ $0\text{mm} \leq \text{許容値 } \Delta \alpha \leq 3\text{mm}$ 脚長 基準脚長 $S = \text{薄いほうの母材厚} \times 0.7$ $0\text{mm} \leq \text{許容値 } \Delta S \leq 0.5S \text{かつ } \Delta S \leq 5\text{mm}$																
	観察結果の報告																	
	写真を提出	不良箇所がないこと																
緯度経度 公共座標	管理データ 様式-23 沈設管理表を作成し、提出する。																	
同上	同上	特記仕様書による																
1 m	様式-24出来形管理表を作成し、出来形図及び記録紙に寸法等を表示した上で提出する。	特記仕様書による																
1 m		特記仕様書による	縦断方向の施工延長が50m以下の場合両端の計2測線とする。法線に凸部がある場合は必要に応じて補助の測線を追加する。 施設4角の測線上に無い部分は管理データから出来形図を測定。															
同上	同上	特記仕様書による																

(2) 着定基質設置

工種・種別・細目 (レベル2・3・4)	管 理 項 目	測 定 方 法	測 定 密 度
増殖場工 着定基質製作工 着定基質製作	型枠形状寸法	スチールテープ等により測定	ブロック製作に先立ち、搬入型枠全数について各主要寸法を測定する。
	ブロック外観	観 察	全 数
増殖場工 石材着定基質工 石材着定基質 (囲い礁)	延 長	スチールテープ等により測定	法線上
	法線方向の出入り	スチールテープ等により測定	5 m～20mのピッチで施設規模により測定する。
	施工位置	トランシット、電波測距機等により実施測定	設計図書に示す設置位置全点
	出来ばえ	目視又は、めだまカメラによる実施観察並びに記録写真によるチェック	全 体
		スタッフ、レッドにより測定	測線間隔 5 m～20m、測点間隔20m以下で施設規模により測定する。
	法線方向の出入り	スチールテープ等により測定	5 m～20mのピッチで施設規模により測定する。
増殖場工 着定基質設置工 着定基質運搬仮置 着定基質運搬据付 (単体礁)	施工位置	(投入指示がある場合) 施工範囲を、トランシット、電波測距儀等により実施測定	設計図書に示す各点
	出来ばえ	(投入指示がある場合) 設置間隔を、スチールテープ等により実施測定	最小規格テープ間隔 10m 最低測定箇所 5カ所
増殖場工 着定基質製作工 組立着定基質 製作	魚礁工 魚礁製作工 組立魚礁製作 を適用する。		

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考								
1 mm	管理データ 様式-22によりとりまとめる。	各部の寸法設計値 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>$L < 10\text{cm}$</td><td>± 5mm</td></tr> <tr> <td>$10\text{cm} \leq L < 30\text{cm}$</td><td>± 7mm</td></tr> <tr> <td>$30\text{cm} \leq L < 100\text{cm}$</td><td>± 10mm</td></tr> <tr> <td>$100\text{cm} \leq L$</td><td>± 1 %かつ ± 20mm以内</td></tr> </table>	$L < 10\text{cm}$	± 5mm	$10\text{cm} \leq L < 30\text{cm}$	± 7mm	$30\text{cm} \leq L < 100\text{cm}$	± 10mm	$100\text{cm} \leq L$	± 1 %かつ ± 20mm以内	
$L < 10\text{cm}$	± 5mm										
$10\text{cm} \leq L < 30\text{cm}$	± 7mm										
$30\text{cm} \leq L < 100\text{cm}$	± 10mm										
$100\text{cm} \leq L$	± 1 %かつ ± 20mm以内										
	観察結果を報告する。										
10cm	実測値を、平面図・縦横断図に記入する。	+ 規定しない - 0 cm	海底状況により施工がこれにより難い場合は、監督員と協議すること。								
10cm	実測値を、平面図・縦横断図に記入する。	± ブロック幅の 1 / 2 程度									
1 m	実測値は、平面図に記載し提出する。										
	観察結果を報告する。	設計図書に示す範囲内に一様に投入され、局所的な空白箇所がない。									
10cm	実測値を、縦横断図に記入し提出する。		水深により施工がこれにより難い場合は、音響測深機によることができる。								
10cm	実測値を、平面図・縦横断図に記入する。	± 70cm	囲いブロックを設置しない場合								
1 m	実測値は、平面図に記載し提出する。										
10cm	実測値は、平面図を作成し提出する。		必要に応じ、設置範囲を音響測深機により確認する。 極端な傾斜、起伏度の大きい場所への設置により施設が不安定にならない。								

工種・種別・細目 (レベル2・3・4)	管 理 項 目	測 定 方 法	測 定 密 度
増殖場工 着定基質沈設工 着定基質運搬、沈設	施工位置	(投入指示がない場合) ブロックの位置をトランシット、電波測距儀等により実施測定	ブロック全数
	出来ばえ	(投入指示がない場合) 音響測深機により実施測定	全個数の1割を横断方向に測定する。
産卵礁工 産卵礁製作工 産卵礁製作	増殖場工 着定基質製作工 着定基質製作 を適用する。		
産卵礁工 産卵礁設置工 産卵礁運搬据付	増殖場工 着定基質設置工 着定基質運搬仮置 着定基質運搬据付 (単体礁) を適用する。		
産卵礁工 産卵礁沈設工 産卵礁沈設	増殖場工 着定基質設置工 着定基質沈設 を適用する。		
保護礁工	(1) 魚礁設置 魚礁工 を適用する。		

(3) 人工干潟

工種・種別・細目 (レベル2・3・4)	管 理 項 目	測 定 方 法	測 定 密 度
砂留堤工 砂留堤設置工 サンドチューブ設 置 サンドバッグ設置	延 長	スチールテープ等により測定	法線上
	基準高	レベル等により測定	測点間隔10m以下 内測線、外測線の2点
	法線方向の出入り	スチールテープ等により測定	測点間隔10m以下
盛砂工 盛砂工 盛砂投入 盛砂均し	延 長	スチールテープ等により測定	外辺を測定する
	基準高	レベル等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下
	幅	スチールテープ等により測定	測線間隔20m以下

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
10cm	実測値は、管理表を作成すると共に、平面図に記載し提出する。		
1 m	実測値は、平面図、横断図に記載し提出する。 記録紙にも寸法等を表示する。		極端な傾斜、起伏度の大きい場所への設置により施設が不安定になっていない。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
10cm	実測値を、平面図、縦断図に記入し提出する。	+ 規定しない - 0 cm	
1 cm	実測値を、縦横断図に記入し提出する。	設計図書による。	
1 cm	管理表を作成し提出する。	± サンドチューブの直径の1/2程度	
10cm	実測値を、平面図、縦断図に記入し提出する。	+ 規定しない - 0 cm	
1 cm	実測値を、縦横断図に記入し提出する。	設計図書による。	
10cm	実測値を、平面図、縦横断図に記入し提出する。	+ 規定しない - 0 cm	サンドチューブ、サンドバッグを設置しない場合

(4) 消波堤設置

工種・種別・細目 (レベル2・3・4)	管 理 項 目	測 定 方 法	測 定 密 度
消波堤堤体工 消波ブロック工 海岸ブロック製作	型枠形状寸法	スチールテープ等により測定	ブロック製作に先立ち、搬入型枠全数について各主要寸法を測定する。
	ブロック外観	観 察	全 数
消波堤堤体工 消波ブロック工 海岸ブロック運搬 据付 海岸ブロック直接 据付	天端延長	スチールテープ等により測定	法線上
	天端幅	スチールテープ等により測定	測線間隔20m以下
	基準高	レベル等により測定	測線間隔20m以下 測点 2点以上
	かみ合わせの良否	観察、記録写真によりチェック	据付後全体
	局部的な空白の有無	観察、記録写真によりチェック	据付後全体
	遺形からの出入り	レベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下
消波堤基礎工 捨石工 捨石投入 捨石均し(荒均し)	天端延長	スチールテープ、間繩等により測定	法線上
	天端幅	スチールテープ、間繩等により測定	測線間隔10m以下
	基準高	レベル、レッド及び音響測深機等により測定	測線間隔10m以下 測点間隔10m以下
	法 面	レベル、レッド及び音響測深機等により測定	測線間隔10m以下 測点 3点以上 但し、マウンド厚2m以下の場合は、2点以上

測定単位	結果の整理方法	許容範囲		備考							
1mm	管理データ 様式-22によりとりまとめる。	各部の寸法設計値									
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">L < 10cm</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">± 5mm</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">10cm ≤ L < 30cm</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">± 7mm</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">30cm ≤ L < 100cm</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">± 10mm</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">100cm ≤ L</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">± 1%かつ ± 20mm以内</td></tr> </table>		L < 10cm	± 5mm	10cm ≤ L < 30cm	± 7mm	30cm ≤ L < 100cm	± 10mm	100cm ≤ L	± 1%かつ ± 20mm以内
L < 10cm	± 5mm										
10cm ≤ L < 30cm	± 7mm										
30cm ≤ L < 100cm	± 10mm										
100cm ≤ L	± 1%かつ ± 20mm以内										
	観察結果を報告する。										
10cm	実測値を、平面図、縦断図に記入し提出する。	+ 規定しない - ブロック高さの 1 / 2									
10cm	実測値を、横断図に記入し提出する。	+ 規定しない - ブロック高さの 1 / 2									
10cm	実測値を、縦横断図に記入し提出する。	層積 乱積	(ブロック規格26t未満) ± 30cm (ブロック規格26t以上) ± 50cm								
	観察結果を報告										
	観察結果を報告										
1cm	出来形図を作成し提出する。	ブロックの重心が、遺形から著しくはみ出さない									
10cm	実測値を、平面図、縦断図に記入し提出する。	+ 規定しない - 10cm									
10cm	実測値を、横断図に記入し提出する。	+ 規定しない - 10cm									
10cm	実測値を、縦横断図に記入し提出する。	層 積 乱 積	± 50cm 異形ブロック据付面(層積)の高さ ± 30cm								
10cm	実測値を、縦横断図に記入し提出する。	層 積 乱 積	± 50cm (法面に直角) 異形ブロック据付面(層積)の高さ ± 30cm (法面に直角)								
			± 50cm (法面に直角)								

(4) 消波堤設置

工種・種別・細目 (レベル2・3・4)	管 理 項 目	測 定 方 法	測 定 密 度
消波堤基礎工 被覆工 被覆ブロック製作			
消波堤基礎工 被覆工 被覆均し	基準高	レベル、レッド及び音響測深機等により測定	測線間隔10m以下 測点間隔10m以下
	法 面	レベル、レッド及び音響測深機等により測定	測線間隔10m以下 測点 3点以上 但し、マウンド厚2m以下の場合は、2点以上

(5) 離岸堤設置

工種・種別・細目 (レベル2・3・4)	管 理 項 目	測 定 方 法	測 定 密 度
離岸堤堤体工 離岸堤基礎工			

(6) その他

工種・種別・細目 (レベル2・3・4)	管 理 項 目	測 定 方 法	測 定 密 度
作 淉	底面幅	スチールテープ等により測定	測線間隔 5 m～20m 測定は、法線からの距離とする。
	延 長	スチールテープ等により測定	法線上
	水 深 (底 面) (法 面)	レベル、レッド及び音響測深機等により測定	測線間隔 5 m～20m 測点間隔20m以下 法面は、法尻、法肩とし、必要に応じ中間点も測定

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
			消波堤堤体工 消波ブロック工 海岸ブロック製作 を適用する。
10cm	実測値を、縦横断図に記入し提出する。	± 50cm	
10cm	実測値を、縦横断図に記入し提出する。	± 50cm (法面に直角)	

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
			(3) 消波堤設置 を適用する。

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
10cm	実測値を、横断図に記入し提出する。	設計図書による。	
10cm	実測値を、平面図、縦断図に記入し提出する。	設計図書による。	
10cm	実測値を、縦横断図に記入し提出する。	設計図書による。	

3 品質管理基準

3 品質管理基準及び規格値

目 次

1	セメントコンクリート	28
2	鋼材等	36
3	石材等	36
4	マット類	38

3 品質管理基準及び規格値

1 セメントコンクリート（転圧コンクリート、コンクリートダム、覆工コンクリート及び吹付けコンクリートを除く）

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
材料 （JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須 (いず れか1 方法)	アルカリ総量	「コンクリートの耐久性向上」	3.0kg/m ³ 以下
		混合セメントの物理試験、化学分析	JIS R 5201 JIS R 5202	JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント）
		骨材のアルカリシリカ反応性試験（化学法）	JIS A 1145	無害であること。
		骨材のアルカリシリカ反応性試験（迅速法）	JIS A 1804	無害であること。
	その他 （JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	設計図書による。
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5g/cm ³ 以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (碎砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	碎石40%以下、砂利35%以下、舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	■粗骨材： 碎石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 ■細骨材： 碎砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） 碎砂（粘土、シルト等を含まない場合） 7.0%（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。
		有機物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下

試験基準	摘要	試験成績表等による確認
工事開始前、各配合毎		○
工事開始前、工事中 1 回/月以上	B 種又は C 種であることを確認する。	○
工事開始前、工事中 1 回/6 ヶ月以上及び産地が変わった場合	信頼できる試験機関において、請負者が立ち会って確認する。	
工事開始前、工事中 1 回/6 ヶ月以上及び産地が変わった場合	骨材のアルカリシリカ反応性試験（モルタルバー法）の結果を用いる場合に適用し、信頼できる試験機関において、請負者が立ち会って確認する。	
工事開始前、工事中 1 回/月以上及び産地が変わった場合。		○
工事開始前、工事中 1 回/月以上及び産地が変わった場合	JIS A 5005 (コンクリート用碎石及び碎砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第 1 部 : 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第 2 部 : フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第 3 部 : 銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第 4 部 : 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
工事開始前、工事中 1 回/年以上及び産地が変わった場合 但し、砂利の場合は工事開始前、工事中 1 回/月以上及び産地が 変わった場合。		○
工事開始前、工事中 1 回/月以上及び産地が変わった場合 (山砂の場合は、工事中 1 回/週以上)		○
工事開始前、工事中 1 回/年以上及び産地が変わった場合	濃い場合は、JIS A 1142 「有機不純物 を含む細骨材のモルタルの圧縮強度に よる試験」による	○
試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合		○
工事開始前、工事中 1 回/月以上及び産地が変わった場合		○

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
材料 <small>(JISマーク表示されたレディーミキストコンクリートを使用する場合は除く)</small>	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)
		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)
		練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/リットル以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/リットル以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上
			回収水の場合： JIS A 5308 付属書C	塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢 7 及び28日で90%以上
製造 <small>(プラント)</small>	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内
		ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル量の偏差率： 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率： 5%以下 圧縮強度の偏差率： 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率： 10%以下 コンステンシー (スランプ) の偏差率： 15%以下
			連続ミキサの場合 土木学会基準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差： 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差： 5%以下 圧縮強度差： 7.5%以下 空気量差： 1%以下 スランプ差： 3cm以下
		細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による (ただし、偏差0.3%以内)
	その他	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による (ただし、偏差0.3%以内)

試験基準	摘要	試験成績表等による確認
砂、砂利：工事開始前、工事中 1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合 碎砂、碎石：工事開始前、工事中 1回/年以上及び産地が変わった場合	寒冷地で凍結の恐れがある地点に適用する。	○
工事開始前、工事中 1回/月以上		○
工事開始前、工事中 1回/月以上		○
工事開始前及び工事中 1回/年以上及び水質が変わった場合	上水道を使用して場合は試験に換え、上水道を使用することを示す資料による確認を行う。	○
工事開始前及び工事中 1回/年以上および水質が変わった場合。	・ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○
工事開始前、工事中 1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
工事開始前及び工事中 1回/年以上	小規模工種で1工種当たりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができます。	○
工事開始前及び工事中 1回/年以上	小規模工種で1工種当たりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができます。	○
2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
施工	必 須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下
		単位水量測定	付表5 「レディーミクストコンクリート 単位水量測定要領(案)」	付表5 5-7(2)による。
		スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプ2.5cm：許容差±1.0cm
		コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回（供試体3本の平均値）の試験結果は指定した呼び強度の値の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)
		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)
		コンクリートの曲げ強度試験 (コンクリート舗装の場合必須)	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上であること。
施工	その他の	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。
		コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。
		寒中コンクリート 養生中のコンクリート温度及び 外気温、保温された囲い内部気温等を測定		
		コンクリート舗装 コンクリート打設温度 (寒中コンクリートの場合)	打設区画内の打設始め・中間・完了時	
		コンクリート舗装養生中 コンクリート温度 (寒中コンクリートの場合)	1ヶ所以上	

試験基準	摘要	試験成績表等による確認
コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種で1工種当たりの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502, 503）又は設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有しない無筋構造物の場合は省略できる。 	
1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m ³ 以上施工する場合： 2回/日（午前1回、午後1回）、および荷卸し時に品質の変化が認められたとき。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20, 25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	
<ul style="list-style-type: none"> ・荷卸し時 1回／日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m³ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行なうが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について工事監督員と協議し低減することができる。 	小規模工種で1工種当たりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
<ul style="list-style-type: none"> ・荷卸し時 1回／日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m³ごとに1回。なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個（σ7-3個、σ28-3個）とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個（σ3）を追加で採取する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種で1工種当たりの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・コンクリートの強度は、一般には材令28日における標準養生供試体の試験値で表すものとする。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・荷卸し時 1回／日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m³ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種で1工種当たりの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 	
打設日1日につき2回（午前・午後）の割りで行う。なおテストピースは打設場所で採取し、1回につき原則として3個とする。		
品質に異常が認められた場合に行なう。		
品質に異常が認められた場合に行なう。		
3時間以内の間隔で定時測定する。	様式-14にとりまとめる。	
打設区画毎に3回（打設始め、中間、完了時）以上	様式-14にとりまとめる。	
1ヶ所以上 3時間以内の間隔で定時測定する。	様式-14にとりまとめる。	

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
施工	その他	コンクリート舗装囲い内の温度 (寒中コンクリートの場合)	打設区画内 2ヶ所以上	
		寒中コンクリート温度の測定		

試験基準	摘要	試験成績表等による確認
打設区画内 2ヶ所以上 3時間以内の間隔で定時測定する。	様式-14にとりまとめる。	
・生コン工場出荷時に、アジテータ全車について測定し、レディーミクストコンクリート納入書の備考欄に出荷時の温度を記入する。 ・現場受入時に、アジテータ全車について、コンクリート温度を測定する。	様式-16にとりまとめる。	

2 鋼 材 等

区分	管理項目	管理内容	管理办法
1) 棒 鋼 (普通棒鋼)	化 学 成 分 、 機 械 的 性 質	JISに適合していること。	製造工場の試験成績表により確認
			JIS G 3112又はJIS G 3101公的機関の試験成績表により確認
	外 觀	有害な傷、変形等がないこと。	観 察
	形 状 尺 法	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認
	化 学 成 分 、 機 械 的 性 質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認
			JIS G 3112又はJIS G 3101公的機関の試験成績表により確認
2) 石 か ご	外 觀	有害な傷、変形等がないこと。	観 察
	形 状 尺 法	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認
	化 学 成 分 、 機 械 的 性 質	JIS の規定による。	製造工場の試験成績表により確認
	外 觀	有害な傷、変形がないこと。	観 察
	形 状 尺 法	設計図書の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認

3 石 材 等

区分	管理項目	管理内容	管理办法
1) 置 換 材 (砂)	材 質	外 觀	観 察
		種類、品質及び粒度	JIS A 1102 JIS A 1204
		シルト以下の細粒含有率	設計図書による。
(割 石)	材 質		
2) 敷 砂 材 (砂)	材 質	外 觀	観 察
		種類、品質及び粒度	JIS A 1102 JIS A 1204
		シルト以下の細粒含有率	設計図書による。
3) 捨 石 材 (基礎捨石) (被覆捨石及び 根固石)	材 質	外 觀	観 察
		石の種類	観 察
		比 重	JIS A 5006

品 質 規 格	測 定 頻 度	結果の整理方法	備 考
JIS G 3112 JIS G 3101 JIS G 3117	搬入時、ロット毎	試験成績表を提出	
JIS G 3112 JIS G 3101 JIS G 3117		試験成績表を提出	製造工場の試験成績表により確認できない場合
JIS G 3112 JIS G 3101 JIS G 3117	搬入時、全数又は結束毎		
JIS G 3191 JIS G 3117	搬入時	試験成績表を提出	
JIS G 3112 JIS G 3117	搬入時、ロット毎	試験成績表を提出	
JIS G 3112 JIS G 3117		試験成績表を提出	製造工場の試験成績表検査により確認できない場合
JIS G 3112 JIS G 3117	搬入時、全数又は結束毎		
JIS G 3191 JIS G 3117	搬入時	試験成績表を提出	
JIS G 3532 JIS A 5513	ロット毎	試験成績表を提出	
異常が認められないこと。	搬入時、全数		
設計図書による。	搬入時、全数	工場の測定表を提出	

品 質 規 格	測 定 頻 度	結果の整理方法	備 考
異物の混入のないこと。	施工中適宜		
設計図書による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
設計図書による。	設計図書による。	試験成績表を提出	
			5) 捨石材を適用する。
異物の混入のないこと。	施工中適宜		
設計図書による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
設計図書による。	設計図書による。	試験成績表を提出	
	施工中適宜		
設計図書による。	施工中適宜		
設計図書による。	産地毎に1回	試験成績表を提出	石質の変化がない場合は1年以内の試験成績表とする。

4 マット類

区分	管理項目	管理内容	管理办法
1) 繊維系マット	材質及び規格	伸び、引裂、引張強度等が設計図書に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認
2) 合成樹脂系マット	材質及び規格	伸び、引裂、引張強度等、比重、耐海水引張強度等が設計図書に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認
3) ゴムマット	材質及び規格	伸び、引裂、引張強度等が設計図書に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認

品 質 規 格	測 定 頻 度	結果の整理方法	備 考
設計図書による。	搬入前、適宜	試験成績表を提出	引張試験JIS L 1908 引裂試験JIS L 1096
設計図書による。	搬入前、適宜	試験成績表を提出	引張試験JIS K 6723 引裂試験JIS K 6252 比重試験JIS K 7112 耐海水試験JIS K 6773
設計図書による。	搬入前、適宜	試験成績表を提出	引張試験JIS K 6251 引裂試験JIS K 6252

4 写真管理基準

4 写真管理基準

目 次

4-1 写真管理基準	
4-1-1 適用範囲	36
4-1-2 工事写真の分類	36
4-1-3 工事写真の撮影基準	36
4-1-4 写真の省略	37
4-1-5 写真の編集等	37
4-1-6 写真の仕様	37
4-1-7 撮影の留意事項等	37
4-1-8 整理提出	38
4-1-9 用語の定義	38
4-1-10 撮影箇所一覧表	39
4-2 デジタル写真管理情報基準	
4-2-1 適用	44
4-2-2 フォルダ構成	44
4-2-3 工事管理項目	45
4-2-4 写真管理項目	45
4-2-5 ファイル型式	45
4-2-6 ファイル命名規則	46
4-2-7 写真編集等	47
4-2-8 有効画素数	47
4-2-9 撮影頻度と提出頻度の扱い	47
4-2-10 電子媒体	47
4-2-11 電子媒体の表記規則	50
4-2-12 電子媒体が複数枚に渡る場合の措置	51
4-2-13 ウィルス対策	52
4-2-14 使用文字	52
4-3 フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）	
4-3-1 適用範囲	53
4-3-2 工事写真の分類	53
4-3-3 工事写真の撮影基準	53
4-3-4 写真の省略	53
4-3-5 撮影の仕様	54
4-3-6 撮影の留意事項等	54
4-3-8 用語の定義	54

4 写真管理基準

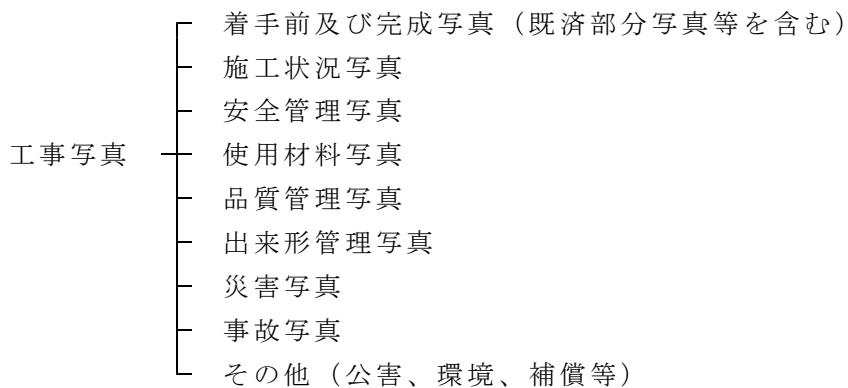
4-1-1 適用範囲

この写真管理基準は、施工管理一般 1-8 に定める工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。

なお、フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。

4-1-2 工事写真の分類

工事写真是次のように分類する。



- 注) 1 施工状況、安全管理写真は、施工計画のとおりの施工がなされていることを確認する。
2 使用材料写真は、指定した規格の材料が使用されていることを確認する。
3 品質管理、出来形管理写真は、各々の管理基準を満足されていることを確認する。
4 災害写真は、手戻り、事故の内容を説明する。

4-1-3 工事写真の撮影基準

工事写真的撮影は以下の要領で行う。

1 撮影頻度

工事写真是撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。

なお、同一覧表に掲載のない事項については、北海道建設部制定「土木工事共通仕様書 9 写真管理基準」にある撮影箇所一覧表を準用することができる。

2 撮影方法

写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を被写体とともに写し込むものとする。また、施工状況写真など状況写真には、使用機械器具等を写し込むものとする。

- (1) 工事名
- (2) 工種等
- (3) 撮影月日
- (4) 測点（位置）
- (5) 設計寸法
- (6) 実測寸法
- (7) 略図

なお、小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準 平成28年3月 国土交通省」に規定する写真情報（写真管理項目一施工管理値）に必要事項を記入し整理する。

また、特殊な場合で工事監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影および提出すること。

4-1-4 写真の省略

工事写真は次の場合に省略するものとする。

- 1 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- 2 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。
- 3 工事監督員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略する。
臨場時の状況写真についても不要とする。

4-1-5 写真の編集等

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。

4-1-6 写真の仕様

写真の色彩やサイズはいかのとおりとする。

- (1) 写真はカラーとする。
- (2) 有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3:4程度とする。(100万画素程度～300万画素程度=1,200×900程度～2,000×1,500程度)

4-1-7 撮影の留意事項

別紙撮影箇所一覧表の適用について、次の事項を留意するものとする。

1. 撮影項目、撮影頻度等が工事内容に合致しない場合は、工事監督員と協議のうえ、追加又は削減するものとする。
2. 施工状況等の写真については、ビデオカメラ等の活用ができるものとする。
3. 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
4. 撮影箇所が判りにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を参考図として作成する。
5. 撮影箇所一覧表に記載のない工種については、工事監督員と写真管理項目を協議の上、取扱を定めるものとする。

4－1－8 整理提出

1. 撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した全ての写真原本を電子媒体に格納し、工事監督に提出するものとする。なお、「提出頻度」記載事項は、デジタルカメラを使用した場合に該当しないもととする。
2. 写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法（各種仕様）は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。
なお、電子媒体で提出しない場合は、「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」による。

4－1－9 用語の定義

1. 「代表箇所」とは、当該工種の代表箇所でその仕様が確認できる箇所をいう。
2. 「適宜」とは、設計図書の仕様が写真による確認できる必要最小限の箇所や枚数のことを行う。
3. 整理条件の「不要」とは、デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」に該当しないことをいうが、前条第1項のとおり、電子媒体に格納し提出するものとする。

撮影箇所一覧表

区分	番号	工事区分・工種・種別・細目 (レベル1・2・3・4)	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	整理条件 (原本をネガ提出する場合のみ)	備考
着工前・完成	0-0-0-0	全工事共通					
	0-1-0-0	着手前	全景又は代表部分写真	着手前	着手前1回	着手前	定点で定方向に、極力、陸地および周辺地物を背景に写し込むこと。 必要に応じ、起終点にポール、旗など設置し工事区間、測点、延長等を明示すること。
	0-2-0-0	完成	全景又は代表部分写真	完成後	施工完了後1回	施工完了後	
施工状況写真	0-0-0-0	全工事共通					
	0-1-0-0	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月末	月1回	不要	
			施工中の写真(工種、種別、細目、規格毎)	施工中	工種、種別、細目規格毎に1回	全数	同じ工程を繰返す場合、撮影頻度はサイクル数の4%程度、提出頻度は1サイクル分とする。
			施工中の写真(工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況)	施工中	項目毎に1回	不要	工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書に添付
	0-2-0-0		重機、車両及び作業船の写真	施工中	各1回	全数	車両番号、吊り能力、規格、排対の有無等が判ること。
安全管理	0-0-0-0	全工事共通					
	0-1-0-0	安全管理	各種標識類の設置状況	設置後	各種類毎に1回	不要	
			各種保安施設の設置状況	設置後	各種類毎に1回	不要	
			監視員交通整理状況	作業中	各1回	不要	
			安全訓練等の実施状況	実施中	実施毎に1回	不要	実施状況資料に添付する。
使用材料	0-0-0-0	全工事共通					
	0-1-0-0	使用材料	形状寸法 使用数量 保管状況	使用前	各品目毎に1回	不要	品質証明に添付する。
			品質証明 (JISマーク表示)	使用前	各品目毎に1回	不要	
			検査実施状況	検査時	各品目毎に1回	不要	

撮影箇所一覧表

区分	番号	工事区分・工種・種別・細目 (レベル1・2・3・4)	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	整理条件 (原本をネガ提出する場合のみ)	備考	
品質管理	0 - 0 - 0 - 0	全工事共通						
	0 - 1 - 0 - 0	セメント・コンクリート	スランプ試験	試験実施中	コンクリートの種類毎に1回	全数		
			塩化物含有量試験					
			空気量測定					
			圧縮強度試験				圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの	
			曲げ強度試験				コンクリート舗装の場合	
			コンクリート温度	温度測定中	コンクリートの種類毎に1回		寒中コンクリートに適用する。	
			養生中のコンクリート温度、外気温、保温された囲い内部温度等				寒中コンクリートに適用する。	
			コアによる強度試験	試験実施中	品質に異常が認められた場合			
			コンクリートの洗い分析試験					
出来形管理写真	1 - 0 - 0 - 0	魚礁						
	1 - 1 - 0 - 0	魚礁工						
	1 - 1 - 1 - 0	単体魚礁製作工						
	1 - 1 - 1 - 1	単体魚礁製作	高さ、幅、奥行き、部材厚などの型枠主要寸法	型枠搬入時	型枠組数の10%程度、1組につき3枚程度	全数		
			鉄筋寸法、数量、組立状況	配筋後	製作個数の10%程度	全数		
			ブロック外観	製作後	製作個数の10%程度	全数		
			製作個数	製作後	全景	全景1枚	製作ヤードが広いなど1枚に収まらない場合は複数枚として良い	
	1 - 1 - 2 - 0	魚礁製作工						
	1 - 1 - 2 - 1	組立魚礁製作	高さ、幅、奥行き等主要寸法	組立後	全数	全数		
	1 - 1 - 3 - 0	鋼製魚礁製作工						
	1 - 1 - 3 - 1	鋼製魚礁製作	カウンターウェイトを含む高さ、幅、長さ等主要寸法	組立後	全数	全数		
	1 - 1 - 4 - 0	魚礁沈設工	出来ばえ測定状況	施工前後	適宜	代表箇所1枚		
			沈設個数	施工中	全数	代表箇所2枚		

撮影箇所一覧表

区分	番号	工事区分・工種・種別・細目 (レベル1・2・3・4)	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	整理条件 (原本をネガ提出する場合のみ)	備考
出来形管理写真 II - 施管 - 11	2 - 0 - 0 - 0	増殖場					
	2 - 1 - 0 - 0	増殖場工					
	2 - 1 - 1 - 0	着定基質製作工					
	2 - 1 - 1 - 1 着定基質製作		高さ、幅、奥行き、部材寸などの型枠主要寸法	型枠搬入時	型枠組数の10%程度、1組につき3枚程度	全数	
			鉄筋寸法、数量、組立状況	配筋後	製作個数の10%程度	全数	
			ブロック外観	製作後	製作個数の10%程度	全数	
			製作個数	製作後	全景	全景 1枚	
	2 - 1 - 1 - 2 石材着定基質工		延長、法線方向の出入り	施工後	40m又は1施工箇所に1回	全数	
			据付個数	施工中	全数	代表箇所 1枚	
			出来ばえ	施工前後	40m又は1施工箇所に1回	全数	
			法線方向の出入り	施工後	40m又は1施工箇所に1回	全数	
			材料数量(検収状況)	施工前	検收回数の1割程度	適宜	
	2 - 1 - 1 - 3 着定基質設置工		出来ばえ	施工後	最低5カ所	全数	
			据付個数	施工中	全数	代表箇所 1枚	
	2 - 1 - 1 - 4 着定基質沈設工		出来ばえ測定状況	施行前後	適宜	全数	
			沈設個数	施工中	全数	代表箇所 1枚	

撮影箇所一覧表

区分	番号	工事区分・工種・種別・細目 (レベル1・2・3・4)	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	整理条件 (原本をネガ提出する場合のみ)	備考
出来形管理写真	4 - 0 - 0 - 0	産卵礁					
	4 - 1 - 0 - 0	産卵礁工					
	4 - 1 - 1 - 0	産卵礁製作工					
	4 - 1 - 1 - 1	産卵礁製作	高さ、幅、奥行き、部材圧などの型枠主要寸法	型枠搬入時	型枠組数の5%程度、1組につき3枚程度	全数	
			鉄筋寸法、数量、組立状況	配筋後	製作個数の5%程度	全数	
			ブロック外観	製作後	製作個数の5%程度	全数	
			製作個数	製作後	全景	全景 1枚	
	4 - 1 - 2 - 0	産卵礁設置工	2-1-1-3に準拠				
	4 - 1 - 3 - 0	産卵礁沈設工	2-1-1-4に準拠				
	5 - 0 - 0 - 0	産卵藻場					類似工種適用
	6 - 0 - 0 - 0	保護礁					類似工種適用
	7 - 0 - 0 - 0	人工干潟					
	7 - 1 - 0 - 0	砂溜堤工					
	7 - 1 - 1 - 0	砂溜堤設置工					
	7 - 1 - 1 - 1	サンドチューブ設置	延長、天端高、法線方向の出入り	施工後	50m又は1施工箇所に1回	全数	
	7 - 1 - 1 - 2	サンドバッグ設置	延長、天端高、法線方向の出入り	施工後	50m又は1施工箇所に1回	全数	
	7 - 2 - 0 - 0	海上盛砂工					
	7 - 2 - 1 - 0	盛砂工					
	7 - 2 - 1 - 1	盛砂投入、盛砂均し	延長、基準高、幅	施工後	50m又は1施工箇所に1回	全数	

撮影箇所一覧表

区分	番号	工事区分・工種・種別・細目 (レベル1・2・3・4)	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	整理条件 (原本をネガ提出する場合のみ)	備考
出来形管理写真	8 - 0 - 0 - 0	消波堤					ロック堤に限る。
	8 - 1 - 0 - 0	消波堤堤体工					
	8 - 1 - 1 - 0	消波ブロック工					
	8 - 1 - 1 - 1	海岸ブロック製作	2-1-1-1に準拠				
	8 - 1 - 1 - 2	海岸ブロック運搬据付・直接据付	天端延長、天端幅、天端高、遺形からの出入り	施工後	40m又は1施工箇所に1回	全数	
			施設近景(内測、外側、小口)	施工後	1堤毎に各1枚	全数	
	8 - 2 - 0 - 0	消波堤基礎工					
	8 - 2 - 1 - 0	捨石工					
	8 - 2 - 1 - 1	捨石投入、捨石均し	天端延長、天端幅、基準高、法面	施工後	40m又は1施工箇所に1回	全数	
	8 - 2 - 2 - 0	被覆工	8-1-1-0に準拠				
	9 - 0 - 0 - 0	離岸堤	8-0-0-0に準拠				
	10 - 0 - 0 - 0	潜堤					類似工種適用
	11 - 0 - 0 - 0	堤防・護岸					類似工種適用
	12 - 0 - 0 - 0	防水堤					類似工種適用
	13 - 0 - 0 - 0	導流堤					類似工種適用
災害	99 - 0 - 0 - 0	全工事共通					
	99 - 1 - 0 - 0	仮設工					契約対象物は、工事目的物に準じた管理をすること。
	99 - 2 - 0 - 0	共通仮設					契約対象物は、工事目的物に準じた管理をすること。
事故	0 - 0 - 0 - 0	被災状況	被災状況及び被災規模等	被災前、被災中、被災後	その都度	適宜	被災前は付近の写真でも可
その他	0 - 0 - 0 - 0	事故報告	事故の状況	発生前、発生直後、発生後	その都度	適宜	発生前は、付近の写真でも可
その他	0 - 0 - 0 - 0	補償関係	被害又は損害状況等	発生前、発生時、発生後	その都度	適宜	
その他	0 - 0 - 0 - 0	環境対策・現場環境改善等	各施設設置状況	設置後	各種毎に1回	全数	

4-2 デジタル写真管理情報基準

4-2-1 適用

この基準は、「4 写真管理基準」において、写真等の原本を電子媒体で提出する場合の属性情報等の標準仕様を定めたものである。

4-2-2 フォルダ構成

写真の原本を電子媒体で提出する場合のフォルダ構成は、図5-1とする。

- ・電子媒体のルート直下に「PHOTO」 フォルダ及び工事管理ファイルを置く。
- ・格納する電子データファイルがないフォルダは作成しなくてもよい。
- ・「PHOTO」 フォルダの直下に写真管理ファイルと「PIC」 及び「DRA」 のサブフォルダを置く。なおDTD及びXSLファイルも該当フォルダに置く。ただしXSL ファイルの格納は任意とする。
- ・「PIC」 とは、撮影した写真ファイルを格納するサブフォルダを示し、「DRA」 とは、参考図ファイルを格納するサブフォルダを示す。
- ・参考図とは、撮影位置、撮影状況等の説明に必要な撮影位置図、平面図、凡例図構造図等である。
- ・参考図がない場合は「DRA」 サブフォルダは作成しなくてもよい。
- ・フォルダ名称は半角英大文字とする。
- ・写真フォルダ(PIC)及び参考図フォルダ(DRA)直下に直接対象ファイルを保存し、階層分けは行わない。

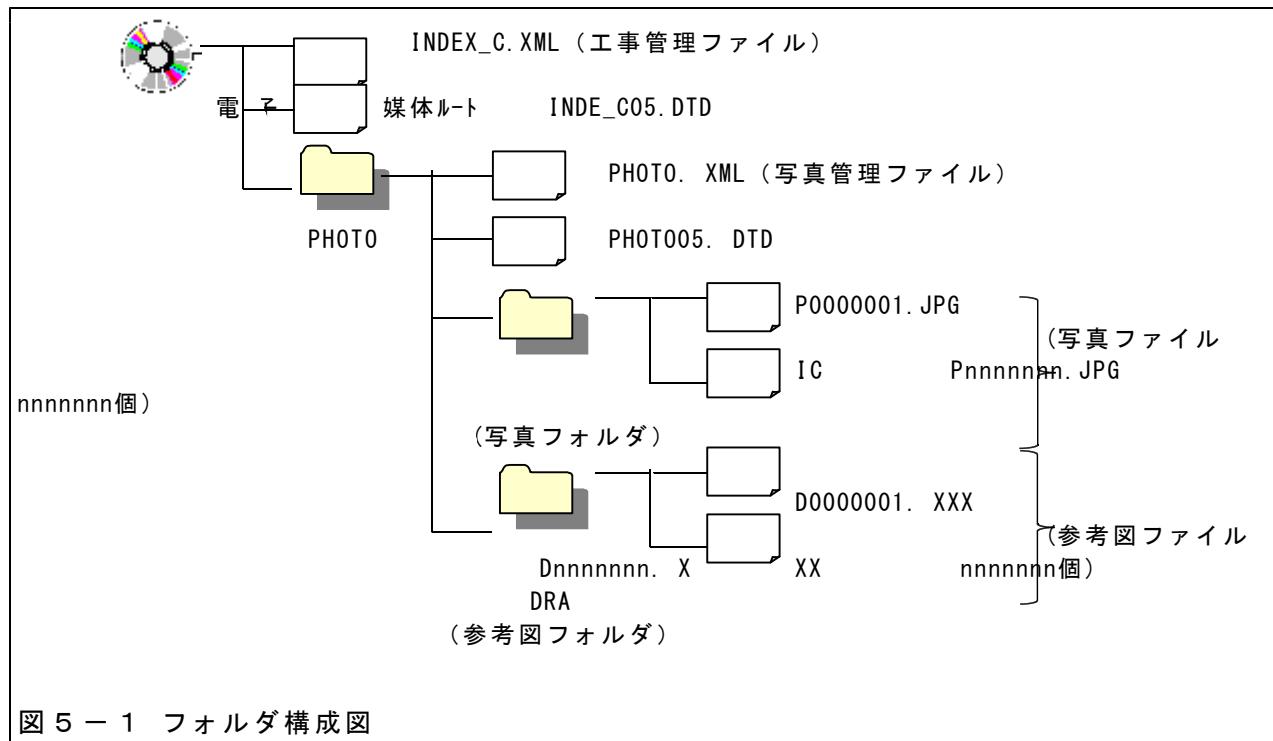


図 5-1 フォルダ構成図

※ DTD Document Type Definitions(文書型定義)

XML 文書では、ユーザが任意でデータ(タグ)の要素・属性や文書構造を定義したものを DTD(文書型定義)という。文書に含まれるデータの要素名や属性や構造を表現する。

※ XSL eXtensible Style Language

XML 文書の書式(体裁)を指定するスタイルシートを提供する仕様であり、「標準情報(TR) TR X 0088:2003

拡張可能なスタイルシート言語(XSL)1.0」、「標準情報(TR) TR X 0048:2001 XSL 交換(XSLT)1.0」の規格がある。

※DTDファイルの入手

工事管理ファイルのDTDファイル (INDE_C05.DTD) 及び写真管理ファイルのDTDファイル(PHOT005.DTD)は、国土交通省のホームページ (<http://www.cals-ed.go.jp/>) から入手できる。

4－2－3 工事管理項目

電子媒体に格納する工事管理ファイル (INDEX_C.XML)に記入する工事管理項目は、表 5－1 (II - 施管 - 59 頁) に示すとおりである。

4－2－4 写真管理項目

電子媒体に格納する写真管理ファイル (PHOTO.XML)に記入する写真管理項目は、表 5－2 (II - 施管 - 60 頁) に示すとおりである。

4－2－5 ファイル形式

ファイル形式は、以下のとおりとする。

- ・工事管理ファイル、写真管理ファイルのファイル形式はXML形式(XML1.0に準拠)とする。
- ・写真ファイルの記録形式はJPEG とし、圧縮率、撮影モードは監督員と協議の上決定する。
- ・参考図ファイルの記録形式はJPEGもしくはTIFFとする。JPEG の圧縮率、撮影モードは監督員と協議の上決定する。TIFFは図面が判読できる程度の解像度とする。
- ・写真管理ファイルのスタイルシートの作成は任意とするが、作成する場合はXSL に準じる。

【解説】

- ・本基準「4－2－2 フォルダ構成」に示したように、工事管理ファイル及び写真管理ファイルのファイル形式は XML 形式とする。
- ・各管理ファイルの閲覧性を高めるため、スタイルシートを用いてもよいが、XSL に準じて作成する。スタイルシートを作成した場合は、管理ファイルと同じ場所に格納する。
- ・参考図ファイルの記録形式は、監督員の承諾を得た上で、JPEG、TIFF以外の形式とすることができる。

※ XML eXtensible Markup Language(拡張型構造化記述言語)

ユーザが任意でデータ(タグ)の要素・属性や論理構造を定義できる記述言語(メタ言語)であり、1998年2月にW3C(WWWコンソーシアム)において策定された。

4-2-6 ファイル命名規則

- ・ファイル名・拡張子は、半角英数大文字とする。
- ・ファイル名8文字以内、拡張子3文字以内とする。
- ・工事管理ファイルは「INDEX_C.XML」とし、工事管理ファイルのDTDは「INDE_C05.DTD」(05は版番号)とする。
- ・写真管理ファイルは「PHOTO.XML」とし、写真管理ファイルのDTDは「PHOT005.DTD」(05は版番号)とする。
- ・工事管理ファイルのスタイルシートのファイル名は「INDE_C05.XSL」とする。
- ・写真管理ファイルのスタイルシートのファイル名は「PHOT005.XSL」とする。
- ・写真ファイルの命名規則は次図の通り。

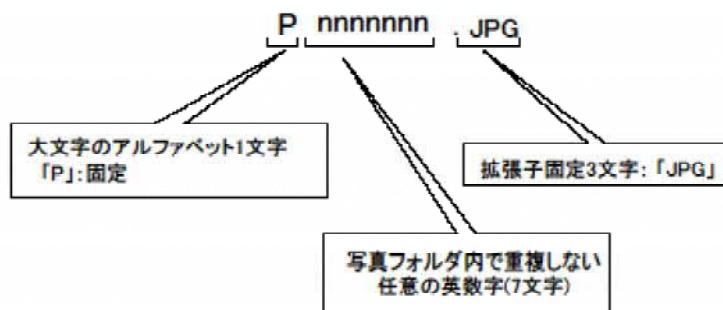


図5-2 写真ファイルの命名規則

- ・参考図ファイルの命名規則は次図の通り。

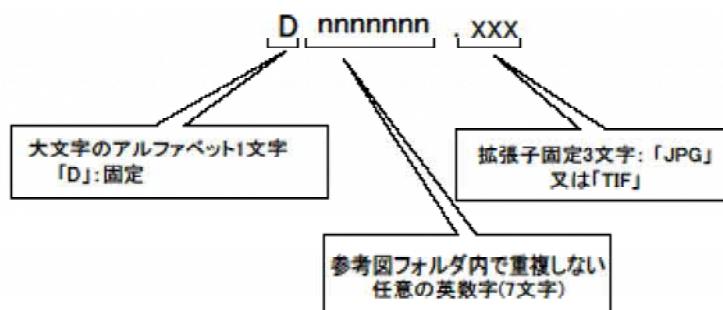


図5-3 参考図ファイルの命名規則

【解説】

- ・ファイル名の文字数は、半角(1 バイト文字)で8 文字以内、拡張子3 文字以内とする。
　ファイル名に使用する文字は、半角（1 バイト文字）で、大文字のアルファベット「A～Z」、数字「0～9」、アンダースコア「_」とする。
- ・オリジナルファイルの通し番号は、工事の経緯がわかるように日付昇順に付番することを基本とする。ファイル名は連番により、ファイルを区別することを基本とするが、欠番があっても構わない。

4－2－7 写真編集等

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。

4－2－8 有効画素数

有効画素数は、黒板の文字が確認できることを指標とする。

【解説】

- ・有効画素数は、黒板の文字及び撮影対象が確認できることを指標(100 万画素程度)として設定する。
- ・不要に有効画素数を大きくすると、ファイル容量が大きくなり、電子媒体が複数枚になるとともに、操作性も低くなるので、目的物及び黒板の文字等が確認できる範囲で適切な有効画素数を設定する。

4－2－9 撮影頻度と提出頻度の扱い

写真の原本を電子媒体で提出する場合は、4 写真管理基準に示される撮影頻度に基づくものとする。

4－2－10 電子媒体

電子媒体へ格納された情報は、次の条件を満たさなければならない。

- 1 情報の真正性が確保されていること。
- 2 情報の見読性が確保されていること。
- 3 情報の保存性が確保されていること。

【解説】

- ・電子成果品が第三者により書き換えられないようにするため、電子媒体に格納する成果品には、真正性、見読性及び保存性を確保する必要がある。
- ・真正性の確保とは、正当な人が格納した情報(文書、図面等)に対して第三者の確認により作成の責任と所在が明確であるとともに、故意または過失による虚偽記入、書き換え、消去等が防止されていることである。
- ・見読性の確保とは、電子媒体に格納された情報(文書、図面等)を必要・目的に応じてパソコン等電子機器を用いて速やかに確認可能な状態を確保することである。
- ・保存性の確保とは、電子媒体に格納された情報(文書、図面等)が、規程で定められた期間において真正性と見読性を満足した状態で保存することである。
- ・上記の3 条件を満たす電子媒体として、CD-R(一度しか書き込みができないもの)又はDVD-R(一度しか書き込みができないもの)の使用を原則とする。(詳細は監督員と協議すること。)
- ・CD-R の論理フォーマットは、ISO9660 (レベル 1)を原則とする。
- ・DVD-Rの論理フォーマットは、UDF2.0を原則とする。
- ・基本的には、1 枚の電子媒体に情報を格納する。
- ・複数枚の電子媒体になる場合は、「4-2-12 媒体が複数に渡る場合の処置」に従う。
- ・当面、電子媒体は、CD-R又はDVD-Rを原則とする。これら以外の上記の3 条件を満たす電子媒体については、今後、普及状況等を踏まえて導入する。

4－2－11 電子媒体の表記規則

- ・電子媒体には、「工事番号」、「工事名称」、「作成年月」、「発注者名」、「請負者名」、「何枚目/全体枚数」、「ウイルスチェックに関する情報」、「フォーマット形式」を明記する。
 - ・電子媒体を収納するケースの背表紙には、「工事名称」、「作成年月」を横書きで明記する。

【解説】

- ・電子媒体には、必要項目を表面に直接印刷、ラベル印刷したもの(シール)を貼付、または油性フェルトペンで表記し、表面に損傷を与えないよう注意する。
- ・シールによっては温湿度の変化で伸縮し、電子媒体に損傷を与えることがあるので、伸縮性の低いシールを選択するよう注意する。

4-2-13 ウイルス対策

- ・請負者は、電子成果品が完成した時点で、ウイルスチェックを行う。
- ・ウイルス対策ソフトは特に指定はしないが、信頼性の高いものを利用する。
- ・最新のウイルスも検出できるように、ウイルス対策ソフトは常に最新のデータに更新(アップデート)したものを利用する。
- ・電子媒体の表面には、「使用したウイルス対策ソフト名」、「ウイルス(パターンファイル)定義年月日またはパターンファイル名」、「チェック年月日(西暦表示)」を明記する。

4-2-14 使用文字

- ・本規定は、管理ファイル(XML文書)を対象とする。
- ・半角文字をJIS X 0201で規定されている文字から片仮名用図形文字を除いたラテン文字用図形文字のみとする。
- ・全角文字をJIS X 0208で規定されている文字から数字とラテン文字を除いた文字のみとする。

【解説】

(1) 文字の定義

本要領で用いている文字に関する用語を次のように定義する。

1) 全角文字

JIS X 0208で規定されている文字から数字とラテン文字を除いた文字を全角文字という。

2) 半角英数字

JIS X 0201で規定されている文字から片仮名用図形文字を除いた文字を半角英数字という。

3) 半角英数大文字

「半角英数字」からラテン小文字(LATIN SMALL LETTER A～Z)を除いた文字を半角英数大文字という。

4) 半角数字

JIS X 0201で規定されている文字のうちの数字(DIGIT ZERO～NINE)及び小数点(.)を半角数字という。

(2) 留意事項

長期的な見読性を確保するため、使用できる文字を必要最小限に規定している。使用文字の対象は管理ファイルとしているが、オリジナルファイルにおいても可能な限り準じることが望ましい。

もともとOSに備わっておらず、利用者が独自に作成した外字は、他の端末では表示できないので使用を認めない。地名や人名などの表現で特殊な文字が必要な時(利用者が作成した外字や機種依存文字の使用が必要な場合等)は、平仮名もしくは片仮名などの標準化された全角文字で表現する。

表 5-1 工事管理項目

分類・項目名	記入内容	データ表現	文字数	記入者	必要度
基礎情報	メディア番号	提出した電子媒体の通し番号を記入する。単一の電子媒体であれば1となる。	半角数字	8	□ ○
	メディア総枚数	提出した電子媒体の総枚数を記入する。	半角数字	8	□ ○
	適用要領基準	電子成果品の作成で適用した要領・基準の版(「土木201009-01」で固定)を記入する。 (分野:土木、西暦年:2010、月:09、版:01) ※水産基盤整備事業(漁場)については工事完成図書の電子納品要領 平成22年9月 国土交通省に準拠する。	全角文字 半角英数字	30	▲ ○
	打合せ簿フォルダ名	記載不要。			×
	打合せ簿オリジナルファイナルフォルダ名				×
	施工計画書フォルダ名				×
	施工計画書オリジナルファイナルフォルダ名				×
	工事完成図フォルダ名				×
	写真フォルダ名	写真を格納するために「PHOTO」フォルダを作成した場合はフォルダ名称(PHOTOで固定)を記入する。	半角英数大文字	5 固定	▲ ○
	台帳フォルダ名				×
工事件名等	台帳オリジナルファイナルフォルダ名				×
	台帳オリジナルファイナルフォルダ名				×
	台帳オリジナルファイナルフォルダ日本語名				×
	地質データフォルダ名	記載不要。			×
	その他フォルダ名				×
	その他のオリジナルファイナルフォルダ名				×
	その他オリジナルファイナルフォルダ日本語名				×
	発注年度	工事の発注年度を西暦4桁で記入する。	半角数字	4 固定	□ ○
	工事番号	発注者が定める工事番号を記入する。	半角英数字	127	□ ○
	工事名称	契約図書に記載されている正式の工事名称を記入する。	全角文字 半角英数字	127	■ ○
	工事実績システム登録番号	CORINS センターが発行する受領書に記載される番号を記入する。 CORINS 登録番号がない工事は「0」を記入する。	半角英数字 -	11	■ ○
	工事分野	CORINS の「工事の分野」に従って記入する。 「海造」等	全角文字 半角英数字	16	■ ○
	工事業種	CORINS の「工事の業種」に従って記入する。 「土木一式工事」「浚渫工事」等	全角文字 半角英数字	16	■ ○
	法工	CORINS の「工種、工法・型式」の「工種」を記入する。(複数記入可) 「海洋工事」等	全角文字 半角英数字	127	■ ○
	※形種	CORINS の「工種、工法・型式」の「工法・型式」を記入する。(複数記入可) 「魚礁設置工事」「増殖場造成工事」等	全角文字 半角英数字	127	■ ○
	式工	契約書の工事場所の住所コードをCORINS の表より選択し記入する。 該当がない場合は「99999」とする。(複数記入可)	半角数字	5 固定	□ ○
	報	契約書の工事場所の住所を記入する。(複数記入可) 「〇〇市〇〇沖合」等	全角文字 半角英数字	127	□ ○
	※所情				×
	住所				×
	工期開始日	工期の開始日の年月日をCCYY-MM-DD方式で記入する。月または日が1桁の数の場合「0」を付加して、必ず10桁で記入する。(CCYY:西暦の年数、MM:月、DD:日) 例)平成16年1月1日 → 2004-01-01	半角数字 -	10 固定	■ ○
	工期終了日	工期の終了日の年月日をCCYY-MM-DD方式で記入する。月または日が1桁の数の場合「0」を付加して、必ず10桁で記入する。(CCYY:西暦の年数、MM:月、DD:日) 例)平成16年12月31日 → 2004-12-03	半角数字 -	10 固定	■ ○
	工事内容	工事概要及び主工種とその数量を記入する。	全角文字 半角英数字	127	□ ○
情報所		記載不要。			×
情報施設		記載不要。			×
発注者情報	発注者一大分類	CORINS の「発注機関名・中分類」に従い、発注者の官庁名、団体名等を記入する。 「北海道」	全角文字 半角英数字	16	■ ○
	発注者一中分類	CORINS の「発注機関名・小分類」に従い、発注者の局名、支社名等を記入する。 「〇〇総合振興局」「〇〇振興局」	全角文字 半角英数字	32	■ ○
	発注者一小分類	CORINS の「発注機関名・細分類」に従い、記入する。 「(内部部局)」	全角文字 半角英数字	30	■ ○
	発注者コード	CORINS の「発注機関コード」に従い、発注者のコードを記入する。大分類(1桁)、中分類(2桁)、小分類(2桁)、細分類(3桁)をあわせ、8桁で取り扱う。 大分類3(地方公共団体)、中分類01(北海道)、小分類14~27(XX総合振興局・振興局)、細分類000(内部部局) 例)30114000	半角数字	127	■ ○
受注者情報	受注者名	受注者の正式名称を記入する。JVの場合には、JVの正式名称及び代表会社名を続けて記入する。	全角文字 半角英数字	127	■ ○
	受注者コード	発注者が定める受注者コードを記入する。	全角文字 半角英数字	127	□ ○
予備		特記事項がある場合に記入する。(複数記入可)	全角文字 半角英数字	127	□ △
ソフトメカ用TAG		ソフトウェアメーカーが管理のために使用する。(複数記入可)	全角文字 半角英数字	127	▲ △
全角文字と半角英数字が混在している項目については、全角の文字数を示しており、半角英数字2 文字で全角文字1 文字に相当する。表に示している文字数以内で記入する。					
【記入者】■: CORINS から出力されるXML ファイル(CORINS 提出用ディスクのファイルフォーマット)から取り込むことが可能な項目。 □: 電子成果品作成者が記入する項目。 ▲: 電子成果品作成ソフト等が自動的に記入する項目。					
【必要度】○: 必須記入。 △: 条件付き必須記入。(データが分かる場合は必ず記入する) △: 任意記入。 ×: 記載不要					
※複数ある場合にはこの項を必要な回数繰り返す。 工事管理項目の記載内容については「工事完成図書の電子納品要領 平成22年9月 国土交通省」に準拠している。 記載方法についての詳細は http://www.cals-ed.go.jp/index.html を参照すること。					
【解説】 基礎事項 ・工事管理項目は、ルート直下の各フォルダに格納された電子データファイルを検索、参照、再利用していくための属性項目である。 ・工事管理項目のデータ表現の定義は、「4-2-14使用文字」に従う。 ・CORINS(コリンズ: Construction Records Information Service)は、「工事実績と技術者のデータベース」であり、公共工事の一般競争入札方式等の入札・契約手続きを支援する。					

表 5-2 写真管理項目

分類・項目名		記入内容	データ表現	文字数	記入者	必要度
基礎情報	写真フォルダ名	写真ファイルを格納するフォルダ名称(PHOTO/PICで固定)を記入する。	半角英大文字	9 固定	▲	◎
	参考図フォルダ名	参考図ファイルを格納するために「DRA」サブフォルダを作成した場合はフォルダ名称(PHOTO/DRAで固定)を記入する。	半角英大文字	9 固定	▲	○
	適用要領基準	電子成果品の作成で適用した要領・基準の版(「土木201009-01」で固定)を記入する。(分野:土木、西暦年:2010、月:09、版:01) ※水産基盤整備事業(漁場)についてはデジタル写真管理情報基準 平成22年9月 国土交通省に準拠する。	全角文字 半角英数字	30	▲	◎
写真情報	写真ファイル番号	写真通し番号。提出時の電子媒体を通して、一連のまとまった写真についてユニークであれば、中抜けしてもよい。12枚目を、「000123」の様に0を付けて記入してはいけない。	半角数字	7	▲	◎
	写真ファイル名	写真ファイル名称を拡張子も含めて記入する。	半角英数字	12 固定	▲	◎
	写真ファイル日本語名	写真ファイルに関する日本語名等を記入する	全角文字 半角英数字	127	□	△
	メディア番号	一連のまとまった写真について、保存されている電子媒体番号を記入する。単一の電子媒体であれば、全て「1」となる。	半角数字	8	□	◎
	写真一大分類	写真を撮影した業務の種別「工事」と記入する。	全角文字 半角英数字	8	□	◎
	写真区分	写真管理基準の分類に準じ、「着手前及び完成写真」(既済部分写真等を含む)「施工状況写真」「安全管理写真」「使用材料写真」「品質管理写真」「出来形管理写真」「災害写真」「事故写真」「その他(公害、環境、補償等)」の区別のいずれかを記入する。 「提出頻度写真」ではない場合は、記入は不要とする。	全角文字 半角英数字	127	□	○
	工種	水産土木工事の場合、工種以下の分類が明確で記入可能であれば、水産土木工事工種体系化構成表のレベル2「工種」を記入する。水産土木工事工種体系化構成表にない土木工事や他の工事の場合には対応するレベルのものを正しく記入する。	全角文字 半角英数字	127	□	○
	種別	水産土木工事の場合、工種以下の分類が明確で記入可能であれば、水産土木工事工種体系化構成表のレベル3「種別」を記入する。水産土木工事工種体系化構成表にない土木工事や他の工事の場合には対応するレベルのものを正しく記入する。 「提出頻度写真」ではない場合は、記入は不要とする。	全角文字 半角英数字	127	□	○
	細別	水産土木工事の場合、工種以下の分類が明確で記入可能であれば、水産土木工事工種体系化構成表のレベル4「細別」を記入する。 「提出頻度写真」ではない場合は、記入は不要とする。	全角文字 半角英数字	127	□	○
	写真タイトル	写真的撮影内容がわかるように、写真管理基準の撮影項目、撮影時期に相当する内容を記入する。	全角文字 半角英数字	127	□	◎
※	工種区分予備	工種区分に関して特筆事項があれば記入する。(複数記入可)	全角文字 半角英数字	127	□	△
	参考図ファイル名	撮影位置図、凡例図等の参考図のファイル名を記入する。黒板に記した図の判読が困難となる場合、又は当該写真に関し、撮影位置、撮影状況等を説明するために位置図面または凡例図等の参考図を受注者が作成している場合に記入する。	半角英数字	12	▲	◎
	参考図ファイル日本語名	参考図ファイルに関する日本語名等を記入する。	全角文字 半角英数字	127	□	○
	参考図タイトル	参考図の内容が判るようなタイトルを記入する。黒板に記した図の判読が困難となる場合、又は当該写真に関し、撮影位置、撮影状況等を説明するために位置図面または凡例図等の参考図を受注者が作成している場合に記入する。	全角文字 半角英数字	127	□	◎
撮影情報	付加情報予備	参考図、撮影箇所等に関して特筆事項があれば記入する。(複数記入可)	全角文字 半角英数字	127	□	△
	撮影箇所	当該写真に関する測点位置、撮影対象までの距離、撮影内容等を簡潔に記入する。撮影位置図上に複数撮影位置が記載されている場合には、位置図上の記号等を記入する。	全角文字 半角英数字	127	□	○
	撮影年月日	写真を撮影した年月日をCCYY-MM-DD方式で記入する。月または日が1桁の数の場合「1」を付加して、必ず10桁で記入する。(CCYY:西暦の年数、MM:月、DD:日) 例)平成18年02月26日 → 2006-02-26	半角数字 -(HYPHEN-MINUS)	10 固定	□	◎
	代表写真	写真管理基準の撮影箇所一覧表に示される提出頻度が不要以外の写真の中から工事の全体概要や当該工事で重要な代表写真の場合、「1」を記入する。代表写真でない場合は「0」を記入する。	半角数字	1 固定	□	◎
	提出頻度写真	写真管理基準の提出頻度に基づく写真である場合、「1」を記入する。それ以外の場合は「0」を記入する。	半角数字	1 固定	□	◎
	施工管理値	黒板の判読が困難な場合、設計寸法及び実測寸法等の補足事項を記入する。	全角文字 半角英数字	127	□	○
	請負者説明文	請負者側で検査立会者、特筆事項等があれば記入する	全角文字 半角英数字	127	□	△
	ソフトメーカ用TAG	ソフトウェアメーカーが管理のために使用する。(複数記入可)	全角文字 半角英数字	127	▲	△

全角文字と半角英数字が混在している項目については、全角の文字数を示しており、半角英数字2 文字で全角文字1 文字に相当する。

【記入者】□:電子成果品作成者が記入する項目

▲:電子成果品作成ソフト等が固定値を自動的に記入する項目

【必要度】◎:必須記入。

□:条件付き必須記入。(データが分かることは必ず入力する)

△:任意記入。

※複数ある場合にはこの項を必要な回数繰り返す。

写真管理項目の記載内容については「デジタル写真管理情報基準 平成22年9月 国土交通省」に準拠している。
記載方法についての詳細は <http://www.cals-ed.go.jp/index.html> を参照すること。

【解説】

・写真管理項目は、電子成果品の電子データファイルを検索、参照、再利用するなど活用していくための属性項目である。

・写真管理項目のデータ表現の定義は、「4-2-14 使用文字」に従う。

・工種、種別、細別の各項目は、水産土木工事工種体系化構成表にない土木工事や他の工事の場合には、対応するレベルのものを正しく記入する。

・写真区分ごとに工種、種別、細別の記入可否は異なる。写真区分ごとの記入可否の目安は、以下のとおりである。

表3-2 工種区分の記入可否の目安

写真区分	工種	種別	細別
着手前及び完成写真	×	×	×
施工状況写真	△	△	△
安全管理写真	△	×	×
使用材料写真	△	△	△
品質管理写真	○	△	△
出来形管理写真	○	○	○
災害写真	×	×	×
その他	×	×	×

(○:記入、△:記入可能な場合は記入、×:記入は不要とするが、任意の記入も可)

・「代表写真」の項目には、当該工事の概要が把握できる、または重要な写真である場合に「1」を記入する。代表写真でない場合は「0」を記入する。

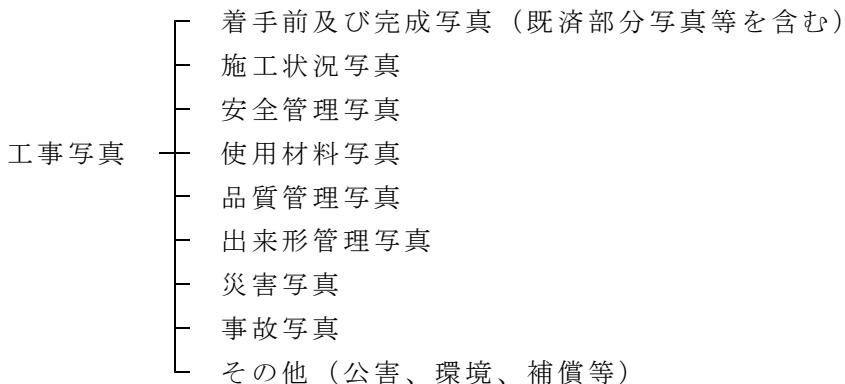
4-3 フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）

4-3-1 適用範囲

この写真管理基準は、施工管理一般1-8に定める工事写真による管理（フィルムカメラを使用した撮影～提出）に適用する。

4-3-2 工事写真の分類

工事写真是次のように分類する。



4-3-3 工事写真の撮影基準

工事写真的撮影は、以下の要領で行う。

1. 撮影頻度

工事写真是、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。

2. 撮影方法

写真撮影に当たっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を被写体とともに写しこむものとする。

- (1) 工事名
- (2) 工種等
- (3) 測点（位置）
- (4) 設計寸法
- (5) 実測寸法
- (6) 略図
- (7) 撮影月日
- (8) 立会監督名（立ち会った場合のみ）

なお、小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。また、特殊な場合等で工事監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影及び提出するものとする。

4-3-4 写真の省略

工事写真是次の場合に省略するものとする。

1. 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
2. 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。

3. 工事監督員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略する。
臨場時の状況写真についても不要とする。

4-3-5 撮影の仕様

写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。

1. 写真はカラーとする。
2. 写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、工事監督員が指示するものは、その指示した大きさとする。

4-3-6 撮影の留意事項等

1. 別紙撮影箇所一覧表の適用について、次の事項を留意するものとする。
 - (1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、工事監督員と協議の上、追加又は削除するものとする。
 - (2) 施工状況等の写真については、ビデオカメラ等の活用ができるものとする。
 - (3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
 - (4) 撮影箇所が分かりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置、平面図、凡例図、構造図など）を参考図として作成する。
 - (5) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については、工事監督員と写真管理項目を協議の上、取扱いを定めるものとする。
2. 受注者は、写真の撮影技術について、北海道土木部監修の工事写真の手引き（(社)北海道土木協会 平成7年5月）を参照するものとする。
ただし、これと設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は、工事監督員に確認を求めなければならない。

4-3-7 整理提出

1. 工事写真として、撮影写真の原本及び工事写真帳を工事完成時に各1部提出する。
2. 撮影写真の原本とは、撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のネガをいい、密着写真とともに、ネガアルバムに撮影内容等がわかるように整理し提出する。
3. 工事写真帳は工種毎に撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のうち、撮影頻度に示す写真をアルバム等に添付整理したものをいい、工事写真帳の大きさは4切版又はA4版とする。

4-3-8 用語の定義

1. 代表箇所とは、当該工種の代表箇所でその使用が確認できる箇所をいう。
2. 「適宜」とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。
3. 整理条件の「不要」とは、原本は提出するが、工事写真帳として貼付整理し提出する必要がないことをいう。